



各 位

会 社 名 コニシ株式会社 代表者名 代表取締役社長 大山 啓一 (コード番号: 4956 東証プライム) 問合せ先 取締役専務執行役員 有澤 彰三 (TEL 06-6228-2877)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022 年 6 月 21 日開催予定の第 97 回定時株主総会における議案について株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面を(以下「本株主提案書面」といいます。)を受領いたしましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主

株主名: Nippon Active Value Fund plc

- Ⅱ. 本株主提案の内容
 - (1) 議題
 - ① 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
 - ② 自己株式取得の件
 - (2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文 のまま掲載したものであります。

- Ⅲ. 本株主提案に対する当社取締役会の意見
 - 1. 「譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件」
 - (1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

本株主提案は、現行の譲渡制限付株式報酬制度の対象者に監査等委員である取締役および社外取締役、執行役員等を含め、株式報酬額を大幅に増額し、譲渡制限期間を3年と短くすることを提案するものですが、当社取締役会としては、以下の観点から本株主提案に反対いたします。

①譲渡制限付株式報酬制度の対象者に監査等委員である取締役および社外取締役、執行役員等を含めることについて

監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務の独立性という観点から、業績に左右されない基本報酬のみを支払うこととしています。これは、監査等委員である取締役および社外取締役は、取締役の職務執行や取締役会による経営の監査・監督機能を担うことを重要視しているためであり、当社では、譲渡制限付株式報酬制度の対象には含めない方針としています。

なお、対象者を取締役のみならず執行役員等も対象にすることを提案頂いておりますが、当社の譲渡制限付株式報酬制度は、すでに執行役員も対象に含めており、対象取締役と同様に譲渡制限付株式を付与しております。

②譲渡制限付株式報酬額の大幅な増額について

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針とし、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「株式報酬」により構成しています。「基本報酬」については役位ごとの大きさや責任範囲に応じ、他社水準も考慮しながら総合的に勘案し決定しております。「賞与」については会社業績を勘案した業績連動報酬であり、「株式報酬」については企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬となっています。なお、その比率はおおむね「基本報酬」:「賞与」:「株式報酬」=65%:20%:15%としております。しかしながら本株主提案は、当社の定める報酬構成比率から大きく乖離した過大な株式報酬枠となっており、適切ではないと考えます。

③譲渡制限期間を3年とすることについて

現行の譲渡制限期間は、当社取締役会が定める、付与後 10 年から 30 年間までとしております。これは、在任中に中長期的な視点での企業価値の持続的な向上を図るように設計したものであり、適切であると考えております。譲渡制限期間を 3 年と短期間にすることは、短期的な業績向上を過度に取締役に意識づけることになり、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしては適切ではないと考えます。

以上のことから、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

2. 「自己株式取得の件」

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案による本議案に反対いたします。

(2)反対の理由

当社は、これまで自己株式の取得は機動的に行っており、2015 年以降、累計取得株数として 2,563,900 株、総額 4,981,628,300 円の自己株式の取得を行って参りました。このように、当社と しましても自己株式の取得は重要な株主還元策であると認識しております。そのため、自己株式の取得につきましては、中長期的な経営戦略および資本政策を踏まえて、取締役会の中で十分に議論し、機動的に行っていく方針であります。従いまして、本株主提案が求める大規模な自己株式の取得について、その実施時期を定めて決議することは、現時点では適切ではないと考えます。

また、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、毎期の業績等を勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。当社の過去5年の1株当たりの配当金額および配当性向の推移は以下のとおりです。1株当たり配当金の着実な増加および配当性向の引き上げを実施しております。

| | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 | 2022年3月期 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1株当たり 配当金 | 26 円 | 26 円 | 36 円 | 40 円 | 44円(※) |
| 配当性向 | 20.6% | 21.4% | 28.5% | 29.1% | 30.5%(※) |

(※)第97回定時株主総会で承認された場合

以上のことから、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(別紙. 「本株主提案の内容)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1. 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件
- 2. 自己株式取得の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2021 年6月 22 日開催の第 96 回定時株主総会において、年額 350 百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)、その他別枠で監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の限度額を年額 60 百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)とすること、監査等委員である取締役の報酬については、2021 年6月 22 日開催の第 96 回定時株主総会において、年額 45 百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対する株式報酬枠に代えて、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に対し、新たに年額 350 百万円以内、付与株式数の上限 233,300 株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、監査等委員である取締役に対し、新たに年額 45 百万円以内、付与株式数の上限 30,000 株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を、それぞれ付与することとする。譲渡制限期間は、付与から3年間とする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3 倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、譲渡制限付き株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入していますが、その限度額が小さく、取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。今般、本制度の対象者を当社の全取締役(監査等委員である取締役及び社外監査役を含む)とするのみならず、執行役員を含めた上位20名の当社経営幹部を対象とすべきと考えます。また、本制度の対象役職員に対し、累計で固定報酬又は給与の3倍相当の譲渡制限株式を今後3年間かけて付与することを提案いたします。経済産業省が2014年4月に発行し、その後継続的に改訂している「攻めの経営を促す役員報酬」にも記載されている通り、株主目線での経営を促し、中長期の業績向上のためのインセンティブを与えるために、経営幹部に適切かつ効果的な株式報酬を付与することが望ましいと考えています。

2 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を、株式総数 3,500,000 株、取得価額の総額金 5,250,000,000 円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

株主還元の拡充を図り、資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却すする施策を採用すべきと考えます。